



平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書 (甲号証)

2007(平成19)年12月14日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道

ほか39名



号証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲10	陳述書 原本	平成19年 12月12 日	伊藤祐司	①県の水需要に関わるあらゆる指標が近時大幅な減少を示している事実 ②県が正確な水需要予測の責務を放棄している事実 ③県央第二水道に関しても地元自治体の水需要が低下している事実 ④非かんがい期においても八ッ場ダムの水利権は必要でない事実 ⑤地下水源の活用により県央水道の役割を小さくすることができる事実 ⑥県が地盤沈下対策をなおざりにしている事実 ⑦近時、県内では軽微な渇水しか発生していない事実 ⑧その他、原告の利水に関する主張全般